

性暴力被害者の支援に関する法律案新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
		（所掌事務）
第四条	（略）	第四条
2	（略）	2
3	前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十六	（略）	一～十六
十六の二	性暴力被害者支援基本計画（性暴力被害者の支援に関する法律（平成二十八年法律第 号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。	（新設）
十七	前二号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。	十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。
十八～六十二	（略）	十八～六十二
（設置）		（設置）
第三十七条	（略）	第三十七条
2	（略）	2

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

			(略)
日本医療研究開発機構審議会	開発機構法（平成二十六年法律 第四十九号）	国立研究開発法人日本医療研究 開発機構法（平成二十六年法律 第四十九号）	(略)
性暴力被害者支援審議会	性暴力被害者の支援に関する法 律	日本医療研究開発機構審議会	(略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

			(略)
日本医療研究開発機構審議会	開発機構法（平成二十六年法律 第四十九号）	国立研究開発法人日本医療研究 開発機構法（平成二十六年法律 第四十九号）	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)